

## 財政再建計画の平成 18 年度実施状況

### 第1 計画と具体的な措置の状況

平成 18 年度に多額な財政赤字が明らかになった本市は、行財政運営の健全化と財政基盤の強化を図り、地方自治の本旨に基づいた住民福祉の向上を図るため、地方財政再建促進特別措置法の準用による法の下での財政再建に取り組むこととした。

平成 18 年 9 月 29 日に法第 2 条第 1 項の規定による財政再建の申出を市議会で議決、平成 19 年 2 月 28 日に財政再建計画を議決し、平成 19 年 3 月 6 日には財政再建計画の同意を総務大臣から得て、353 億円の赤字を平成 36 年度までの実質 18 年間で解消する計画が始まった。

平成 18 年度においては、実効性のある計画の策定に向けて、7 月 19 日発表の「財政再建のための当面する取組み」や 9 月 4 日発表の「財政再建の基本的な考え方」、11 月 14 日発表の「財政再建の基本的枠組み」に基づき、行財政運営全般を根底から見直した。特に重点分野として総人件費の大幅な抑制、観光事業や病院事業の見直し、施設の統廃合に徹底して取り組んだ。同時に、計画策定に当たっては、議会・住民への説明、広報への掲載等によりその状況等について十分な情報を公開しながら進めてきた。

平成 18 年度における取組み状況については、次のとおりである。

#### 1 歳入に関する事項

##### (1) 税収入に関する事項

平成 18 年度においては、平成 19 年度より市税の増収を図るため条例の改正（課税額及び税率の引き上げ等）を行うとともに、市税の徴収を促進し、徴収率の向上を図ることを目的に助役をトップとした収納対策委員会を数回開催し、今後の対策を協議した。

##### (2) 税外収入に関する事項

各種施設の使用料は、施設の休止・廃止等についての検討を行い、存続することとした施設については、対応する経費との均衡を考慮して、平成 19 年度より 50%の引き上げを行うため、体育施設設置条例など関係条例の改正を行った。

また、市営住宅使用料は、公営住宅法の規定により応能応益家賃のため改定出来ないことから現行のままとしたが、当該使用料の徴収を今後も強化して行くため、その方策について税収入と同様に収納対策委員会で検討を行った。

戸籍謄抄本などの各手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の規定を踏まえ、所要経費との関連を考慮しながら適正な手数料に改正するため、手数料条例など関係条例の改正を行い、平成 19 年 4 月 1 日から実施した。また、ゴミ処理に係る手数料を新設し、平成 19 年度中に実施することとした。

##### (3) 財産収入に関する事項

公共施設のあり方等の検討を踏まえ、可処分資産については今後積極的に処分するなどし、財産収入の確保に努めていく方針を固めた。

##### (4) 地方債に関する事項

平成 18 年度は既に着手した事業を除き、事務事業の見直しをしたうえで、真に必要な事業に係る地方債のほか、多くの退職者が生じたことに伴う退職手当債に限り発行を行った。

## 2 歳出に関する事項

### (1) 人件費に関する事項

総人件費の抑制の取り組みについては、これまで平成 16 年度から段階的に給料の削減を実施してきたが、さらに平成 18 年 9 月 1 日より特別職、一般職の給与、議員報酬を削減するとともに、退職手当についても削減後の給料を算出基礎とし、併せて最高支給月数の見直しを行った。また、類似団体と比較し人口 1,000 人当たり 2 倍近い職員数の早期削減を図るため、勧奨退職制度により削減を進めた。その結果、平成 18 年 4 月 1 日現在 269 名の職員を平成 19 年 4 月 1 日現在で 165 名にまで削減した。

### (2) 物件費に関する事項 並びに (3) 維持補修費に関する事項

物件費、維持補修費とも、平成 19 年度より確実な再建計画の実施を図るため、年度途中で事務事業を見直し、施設管理のあり方等についても検討し、予算の減額を行った。特に観光施設については、売却又は指定管理者制度の導入を原則として事業者を公募し、応募のないものについては休廃止することとした。その結果、応募のあったものは、平成 19 年度から指定管理者により運営することとした。その他、臨時職員の採用見直しや業務委託の見直し等市民生活に必要な最小限の事務事業以外は中止・縮小するという方針で予算の削減を図った。

### (4) 扶助費に関する事項

平成 18 年度においては、今後の扶助費執行のあり方について、他市町村と比較しながら市民生活への影響を最小限に抑えるよう検討を行った。その結果、平成 19 年度からは原則として単独事業を廃止した。

### (5) 補助費等に関する事項

各種補助金の支出は、真に必要なもの以外は原則廃止するという方針のもと、平成 18 年度より検討を進めてきた。各種イベントや団体への補助金の支出を廃止又は削減した。

### (6) 投資的経費に関する事項

投資的経費についても、年度途中で見直し、中止又は縮小を図った。なお、平成 19 年度も災害復旧事業等真に必要な事業以外は実施しないこととした。

### (7) 公債費に関する事項

各年度における公債費の負担軽減を図るため、高金利の公的資金の繰上償還について検討を行った。平成 19 年度には新制度に基づき繰上償還を実施することとし、後年次の公債費利子の負担軽減が図られることになった。

### (8) 他会計繰出金に関する事項

各事業会計への繰出金については、各事業の経営改善、収入の適正化等への取り組みの状況を踏まえ、これまで貸付金により処理してきた不適正な状況を改め、適正な額を繰り出しすることとした。平成 18 年度においては、計画に基づく各事業会計への繰り出しを行い、宅地造成事業会計、観光事業会計、住宅管理事業会計、病院事業会計の 4 会計については、繰出金により累積債務の解消を図り、当該年度をもって閉鎖した。

## 3 北海道からの支援

平成 19 年度より低利な一時借入金の貸付など北海道からの支援を受けながら、計画の着実な実行を図っていくこととなるが、平成 18 年度においては財政再建計画の策定に向けて、9 月より職員 3 名の派遣を受けた。また、行政運営資金として低利の一時借入金の貸付を受けた。

## 第2 赤字解消の状況

(単位:千円)

区分	年度	指定日の属する 年度の前年度	指定日の属する 年度(平成18年度)	平成19年度
当初計画	A		△ 33,684,243	1,475,258
解消実績額	B		△ 33,310,290	-
現在計画	C		-	1,475,258
BまたはC - A			373,953	0
赤字残額		△ 1,649,105	△ 34,959,395	△ 33,484,137

※ 歳入については計画額を下回ったが、歳出については、物件費や維持補修費などが計画額を大幅に上回って節減されたことから、赤字残額は353.3百万円から349.6百万円へと減額となった。

第3 財政再建年次総合計画

(単位:千円)

年 度	平成 18 年 度										
	最終計画額 A		当該年度決算額 B		翌年度繰越額 C		B+C D		D-A		主な増減理由
	総額	一般財源	総額	一般財源	総額	一般財源	総額	一般財源	総額	一般財源	
1 税収入	942,774	942,774	938,943	938,943			938,943	938,943	△ 3,831	△ 3,831	
2 地方譲与税	187,748	187,748	186,381	186,381			186,381	186,381	△ 1,367	△ 1,367	
3 地方交付税	4,239,862	4,239,862	4,324,086	4,324,086			4,324,086	4,324,086	84,224	84,224	
4 国都道府県支出金	1,119,048	10,835	1,105,701	12,016	4,871	0	1,110,572	12,016	△ 8,476	1,181	
5 繰入金	198,641	132,430	119,340	53,230			119,340	53,230	△ 79,301	△ 79,200	
6 地方債	2,587,600	259,300	2,607,600	259,300	4,800	0	2,612,400	259,300	24,800	0	
7 その他 -	13,704,928	1,229,671	13,678,818	11,515,809			13,678,818	11,515,809	△ 26,110	10,286,138	
歳入合計	22,980,601	7,002,620	22,960,869	17,289,765	9,671	0	22,970,540	17,289,765	△ 10,061	10,287,145	
1 人件費	4,347,514	2,028,733	4,330,580	1,991,842			4,330,580	1,991,842	△ 16,934	△ 36,891	維持補修費(道路除排雪・各施設管理経費)△86百万円、物件費(委託料・燃料費・光熱水費ほか)△58百万円、補助費(MCP運営費補助ほか)△51百万円、公債費(一時借入金利息)△39百万円、扶助費(知的・身体障害者扶助・重度心身障害者医療費ほか)△34百万円、純計控除によるもの(※注)△93百万円
2 物件費	950,392	823,597	892,548	754,784			892,548	754,784	△ 57,844	△ 68,813	
3 維持補修費	504,566	280,816	418,713	246,452			418,713	246,452	△ 85,853	△ 34,364	
4 扶助費	1,463,622	463,342	1,338,424	403,880			1,338,424	403,880	△ 125,198	△ 59,462	
5 建設事業費	4,673,757	4,377,262	1,697,926	1,367,522	10,101	430	1,708,027	1,367,952	△ 2,965,730	△ 3,009,310	
(1)うち普通建設事業費	4,656,732	4,376,521	1,680,902	1,366,781	10,101	430	1,691,003	1,367,211	△ 2,965,729	△ 3,009,310	
(2)うち災害復旧事業費	14,981	741	14,981	741			14,981	741	0	0	
6 公債費	3,841,034	3,337,182	3,801,541	3,297,689			3,801,541	3,297,689	△ 39,493	△ 39,493	
7 繰出金	22,523,418	22,453,562	26,162,184	26,086,498			26,162,184	26,086,498	3,638,766	3,632,936	
8 その他	20,009,646	8,571,474	19,277,918	18,100,063			19,277,918	18,100,063	△ 731,728	9,528,589	
歳出合計	58,313,949	42,335,968	57,919,894	52,248,790	10,101	430	57,929,935	52,249,160	△ 384,014	9,913,192	
歳入歳出差引額(A)	△ 35,333,348	△ 35,333,348	△ 34,958,965	△ 34,958,965	△ 430	△ 430	△ 34,959,395	△ 34,959,395	373,953	373,953	

※注～半年度の純計決算額を計算する必要から、各会計間で相互に重複する経費などについては控除している。

< 参 考 >

■主な歳入の確保

税 目		引き上げの内容	実 施 状 況
市民税	個人・均等割	3,000円 → 3,500円	平成19年2月に条例を改正し4月1日から施行
	個人・所得割	6.0% → 6.5%	平成19年2月に条例を改正し4月1日から施行
固定資産税		1.4% → 1.45%	平成19年2月に条例を改正し4月1日から施行
軽自動車税		現行税率の1.5倍	平成19年2月に条例を改正し4月1日から施行
入湯税		宿泊(150円)・日帰り(50円)	平成19年2月に条例を改正し4月1日から施行
施設使用料		50%引き上げ	平成19年2月に条例を改正し4月1日から施行 (文化スポーツセンターや平和運動公園などの施設使用料を50%引き上げ)
市営住宅使用料		滞納者に対する徴収強化	平成18年度に収納対策委員会を4回実施し「全税・料」の集金納付書の発布による徴収強化対応策等を検討するとともに、滞納対策として、強制退去の執行に向けて準備中
下水道使用料		1,470円/10㎡ → 2,440円/10㎡	平成19年2月に条例を改正し4月1日から施行
各種交付手数料等		各種交付・閲覧等(150円～200円引き上げ)  各種検診料(100円～500円引き上げ)	平成19年2月に条例を改正し4月1日から施行 (住民票等交付300円→500円など) 平成19年4月に要綱を改正し施行 (胃がん検診(課税世帯)1,500円→2,000円など)
ゴミ処理手数料(新設)		家庭系混合ごみ(2円/ℓ)・粗大ゴミ(20円/kg)等	平成19年2月に条例を改正し7月17日から施行

■主な歳出の削減

区 分	見直しの内容	実 施 状 況
一般職給与等	・職員数 (H18)269 → (H22)103 (4年間で166人減) ・給与 基本給平均30%及び各種手当削減 ※年収平均(640 → 400万円) 管理職(820 → 440万円)	平成18年8月に条例を改正し9月1日から施行 9月から基本給を15%、期末手当は年間4.45月から3.45月とし、12月支給分から1ヵ月分を削減
特別職給与	・給料(千円) 市長(862 → 259) 助役(699 → 249) 教育長(589 → 239) ・手当 期末手当(80%以上削減) 退職手当(当分の間未支給)	平成18年8月に条例を改正し9月1日から施行 9月から市長50%・助役40%・教育長25%を削減し、12月期末手当については支給しない
議員報酬	・報酬(千円) 議長(371 → 230) 副議長(321 → 200) 議員(301 → 180) ・期末手当支給率 4.45月 → 2.45月 ・定数 18 → 9人 (㊟一般選挙から)	平成18年8月に条例を改正し9月1日から施行 9月から議長約24%・副議長約22%・議員約23%を削減し、期末手当は年間4.45月から3.45月とし、12月支給分から1ヵ月分を削減
その他委員報酬	各種委員会の委員報酬等を平均で60%削減	平成18年12月に条例を改正し平成19年4月1日から施行
物件費	事務事業の見直しによる削減のほか内部管理経費の削減	庁舎清掃、警備委託等の廃止を実施
維持補修費	公共施設の廃止・統合による削減	生活館の指定管理者制度の実施や文化会館大ホールの休止を実施
補助費等	各種団体補助及び会議負担金の廃止・縮減	映画祭への補助廃止や商工会議所等団体運営費補助の縮減を実施

## 夕張市財政再建計画において「廃止」した主な事務事業と実施状況

### ○住民生活に関するもの

事務事業名	主な内容	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民法律相談</li> <li>■ コミュニティ花壇管理</li> <li>■ 通院交通費助成</li> <li>■ 青少年健全育成対策</li> <li>■ スポーツ教室開催</li> <li>■ 消費生活安定対策</li> <li>■ 防犯灯設置費及び電灯料補助</li> <li>■ 交通安全対策事業費補助</li> <li>■ 暴力追放推進</li> <li>■ 防犯団体連合会事業費補助</li> <li>■ 環境美化衛生協力会連合会補助</li> <li>■ 人権擁護委員会補助</li> <li>■ 遺児手当給付</li> <li>■ 保健活動推進協議会補助</li> <li>■ 青少年相談センター運営</li> <li>■ 青少年健全育成事業費補助</li> <li>■ 幼少年婦人防火委員会補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の法律相談のための経費</li> <li>・ コミュニティ花壇の維持管理経費</li> <li>・ 通院交通費の復路助成</li> <li>・ 青少年の健全育成を図る体験活動、異年齢交流事業経費</li> <li>・ 各種スポーツ教室開催経費</li> <li>・ 消費者モニターの実施や消費者協会に対する市補助金</li> <li>・ 町内会等の防犯灯の設置、電灯料に対する市補助金</li> <li>・ 交通安全市民運動推進員会等に対する市補助金</li> <li>・ 暴力追放運動推進協議会に対する市補助金</li> <li>・ 防犯団体連合会に対する市補助金</li> <li>・ 環境美化衛生協力会連合会に対する市補助金</li> <li>・ 委員会に対する市補助金</li> <li>・ 義務教育課程修了前の遺児を扶養している市民に対する給付金</li> <li>・ 協議会に対する市補助金</li> <li>・ 相談センターに対する運営経費</li> <li>・ 青少年の交流事業や地域育成会の活動費の一部に対する市補助金</li> <li>・ 防火クラブの活動費に対する市補助金</li> </ul>	<p>18年度をもって廃止し19年度から予算を削減 19年2月に条例を改正し予算を削減 19年3月末に要綱を廃止し予算を削減 18年度をもって廃止し19年度から予算を削減</p> <p style="text-align: center;">//</p> <p>19年2月に条例を改正し予算を削減 19年4月に要綱を廃止し予算を削減 18年度をもって廃止し19年度から予算を削減</p> <p style="text-align: center;">//</p> <p style="text-align: center;">//</p> <p style="text-align: center;">//</p> <p>19年3月末に要綱を廃止し予算を削減 19年2月に条例を廃止し予算を削減</p> <p>18年度をもって廃止し19年度から予算を削減 19年3月末に規則を廃止し予算を削減 18年度をもって廃止し19年度から予算を削減</p> <p>19年3月末に要綱を改正し予算を削減</p>

### ○高齢者、障がい者等の生活に関するもの

事務事業名	主な内容	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 敬老祝金贈呈</li> <li>■ 配食サービス</li> <li>■ 精神障がい者通所交通費補助</li> <li>■ 身体障がい者スポーツ大会参加費補助</li> <li>■ 重度身体障がい者福祉タクシー料金給付</li> <li>■ 老人クラブ活動費補助</li> <li>■ 老人福祉大会事業費補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の長寿に対する祝金贈呈</li> <li>・ 高齢者の居宅に対する配食経費</li> <li>・ 精神障がい者の通所事業に対する交通費一部助成</li> <li>・ 障がい者の機能回復を図る道大会参加費用への市補助金</li> <li>・ 重度障がい者のタクシー利用料金の一部助成</li> <li>・ 老人クラブ連合会等の活動費に対する市補助金</li> <li>・ 高齢者の文化活動行事に対する市補助金</li> </ul>	<p>19年2月に条例を廃止し予算を削減 19年3月末に要綱を廃止し予算を削減 19年3月末に要綱を改正し予算を削減 19年3月末に要綱を廃止し予算を削減</p> <p style="text-align: center;">//</p> <p>18年度をもって廃止し19年度から予算を削減</p> <p style="text-align: center;">//</p>

○子どもの生活に関するもの

事務事業名	主な内容	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>■子育て支援センター設置</li> <li>■地域療育推進体制整備</li> <li>■家庭児童相談室運営</li> <li>■全市小中学校鑑賞教室</li> <li>■わくわくプロジェクト開催</li> <li>■平和教育推進事業費補助</li> <li>■複式教育研究会補助</li> <li>■児童生徒石炭の歴史村見学</li> <li>■連合PTA行事費補助</li> <li>■小中学校PTA運営費補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児相談、子育てサークル実施経費</li> <li>・障がい幼児の機能回復、生活訓練経費</li> <li>・在宅障がい児等の養育に対する指導及び助言経費</li> <li>・小中学生の芸術文化鑑賞経費</li> <li>・親子を対象にした造形講座開催経費</li> <li>・中学生の広島派遣に対する市補助金</li> <li>・複式学校間による集合学習等に対する市補助金</li> <li>・歴史村施設見学料に対する市補助金</li> <li>・連合PTAの事業に対する市補助金</li> <li>・各小中学校のPTA経費の一部に対する市補助金</li> </ul>	<p>19年3月末に要綱を廃止し予算を削減 18年度をもって廃止し19年度から予算を削減</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>//</p>

○産業等に関するもの

事務事業名	主な内容	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>■農業基盤整備一般業務</li> <li>■一般農道整備事業費補助</li> <li>■農業担い手誘致対策</li> <li>■小規模ほ場整備事業費補助</li> <li>■農業振興事業費補助</li> <li>■農業女性活動研修事業費補助</li> <li>■農業青年海外研修参加費補助</li> <li>■先進地調査研修費補助</li> <li>■緑肥作物導入事業費補助</li> <li>■中小企業育成対策費補助</li> <li>■商工会議所運営費補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農道、土地改良などの整備経費</li> <li>・ほ場までの共用道路の維持管理経費</li> <li>・新規就農者の定着を支援する経費</li> <li>・農業者が取り組む小規模農地改良に対する市補助金</li> <li>・農業振興計画に基づくそ菜栽培に対する市補助金</li> <li>・女性農業従事者の研修に対する市補助金</li> <li>・農業青年の海外研修に対する市補助金</li> <li>・農業青年の道外研修に対する市補助金</li> <li>・メロン連作障害の予防増進対策への市補助金</li> <li>・中小企業の経営相談を実施するために必要な商工会議所に対する市補助金</li> <li>・商工会議所の運営に対する市補助金</li> </ul>	<p>19年3月末に規則を改正し予算を削減</p> <p>//</p> <p>19年3月末に規則改正、要綱を廃止し予算を削減 19年3月末に規則を改正し予算を削減</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>18年11月に要綱を廃止し予算を削減</p> <p>//</p>

○行事等に関するもの

事務事業名	主な内容	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>■日中友好事業</li> <li>■東京夕張会事業</li>   <li>■市民体育祭開催</li> <li>■企画展開催</li> <li>■殉公鉦社慰霊祭行事費補助</li> <li>■文化祭行事費補助</li> <li>■おや子劇場行事費補助</li> <li>■各種体育大会等事業費補助</li> <li>■メロン旗少年サッカー大会開催費補助</li> <li>■わんぱく相撲夕張場所開催費補助</li> <li>■マウンテンシティーイベント費補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姉妹都市である中国撫順市との交流を行う経費</li> <li>・本市出身で東京近郊で生活されている方々との親睦を深める経費</li> <li>・市民体育祭開催経費</li> <li>・美術館事業に対する経費</li> <li>・戦没者、殉職者に対する慰霊祭に対する市補助金</li> <li>・文化祭行事に対する市補助金</li> <li>・「ゆうばり親子劇場」の事業に対する市補助金</li> <li>・各種大会開催経費、大会派遣に対する市補助金</li> <li>・GW 期間のサッカー大会開催経費に対する市補助金</li> <li>・小学生男子の相撲大会開催経費に対する市補助金</li> <li>・ゆうばり国際ファンタスティック映画祭等イベント開催経費に対する市補助金</li> </ul>	<p>18年度をもって廃止し19年度から予算を削減 //</p> <p>//</p> <p>19年3月末に要綱を廃止し予算を削減 18年度をもって廃止し19年度から予算を削減</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>//</p>



公共施設等の休止・廃止等状況一覧（観光施設を除く）

施設区分		施設名	備考	実施状況
連絡所		若菜、清水沢、沼の沢、紅葉山、南部の5連絡所		19年2月に条例を廃止し、4月からは施設を廃止
集会施設		はまなす会館、紅葉山武道館、市民会館、青年婦人会館		はまなす会館は18年10月から休止したが19年7月に条例を改正し、NPO法人が指定管理者として運営を継続。青年婦人会館は18年9月に条例を廃止し10月から施設廃止。その他は19年2月に条例を廃止し4月から施設廃止。
衛生施設	共同浴場	平和浴場		19年2月に条例を廃止し、4月からは施設を廃止
	公衆便所	滝の上、鹿の谷、南部、紅葉山、楓公衆便所		滝の上は18年8月末で施設を廃止し、そのほかは19年4月から休止中
公園等施設	公園	本町緑地公園、清湖公園、青葉町緑地公園、千年公園、栄町公園、鹿島公園、めろん城公園、花とシネマのドリームランド、花と緑の都市公園、南清水沢中央公園、南部菊水公園、青葉公園、登川公園		本町緑地公園、清湖公園～鹿島公園は19年2月に条例を改正し、4月から施設を廃止。めろん城公園、花とシネマのドリームランド～登川公園は19年4月から休止中
	花壇	コミュニティ花壇（鹿の谷、清水沢1、2丁目、清水沢宮前町、紅葉山）		19年2月に条例を廃止し、4月からは施設を廃止
体育施設		水泳プール、南部テニスコート、南部市民運動広場、市民健康広場（子どもの広場、ジョギングロード、センターハウス、ドンベース球場、テニスコート、ローラースケート場）		センターハウス並びにドンベース球場を除いては19年2月に条例を改正し、4月から施設を廃止（センターハウス、ドンベース球場は休止中）
教育施設	小学校	夕張、若菜中央、清水沢、幌南、緑、のぞみ、滝の上の各小学校	幌南小学校は、H19年度をもって閉校し、清水沢小学校へ統合する。他の小学校の統廃合については、H19年中に検討する。	幌南小・中学校の統廃合を除く他の小・中学校の統廃合については、将来にわたる児童生徒数の減少を見据えた小規模校の解消を念頭に検討を進め、住民意見や教育委員の協議を踏まえ年内に方針を決定
	中学校	千代田、清水沢、幌南、緑陽の各中学校	幌南中学校は、H19年度をもって閉校し、清水沢中学校へ統合する。最終的に1校とする。	
社会教育施設		図書館、美術館	図書館は、保健福祉センターに図書コーナーを設置する。美術館は、他の公共施設等で美術品の展示を企画。	図書館は19年2月に条例を廃止し4月から施設を廃止したが同月から規模を縮小した図書コーナーを保健福祉センター内に開設。美術館は19年3月に条例を改正し、4月から指定管理者が運営を継続
福祉施設		養護老人ホーム	H21年度から廃止。	廃止後における入所者の処遇を検討する一方で新たな財政負担を伴わない施設運営の可否について検討中
その他	ゆうばり駅待合所		H19年4月以降NPOにより管理運営の予定。	19年2月に条例を廃止し4月からは施設を廃止したが普通財産としてNPO法人に貸付し、管理運営を継続
	夕張・撫順市友好記念館		当面休館するが、市庁舎等の公共施設においてスペースが確保され次第、兵馬俑等の展示物等を移設し再開する。	休館中。常設展示場所の確保が困難であり、再開までには時間を要す